

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります（市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください）。

（注1）認可外保育施設は、認可保育園に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。原則、認可保育園や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは裏面の問い合わせ先までご確認ください。

（注3）既に新潟市から認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です（市外にお住まいの方は、当該市町村へお問い合わせください）。

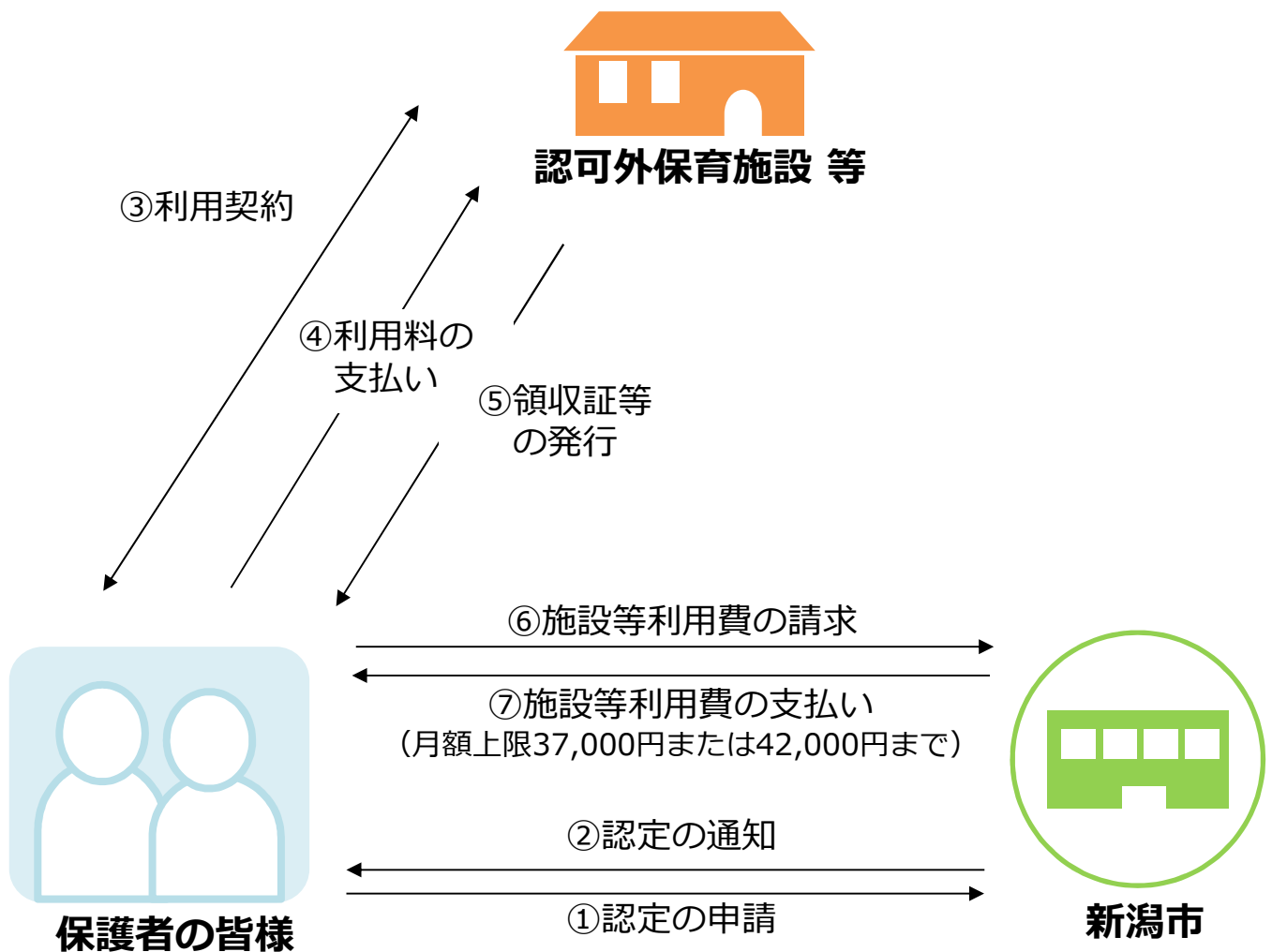
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月42,000円までを上限に利用料が無償化の対象となります。

（注）所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、新潟市に申請することが必要です（※市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください）

一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設に加え、
・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
・ ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

[基本的な手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、新潟市に申請が必要です。
※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、下記の連絡先までご確認ください。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。**通園送迎費、給食の食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。**

【問い合わせ先】

新潟市こども未来部幼保運営課 TEL:025-223-7374